

令和元年10月から、3歳から5歳までの

児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

無料となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援



無料となる期間

満3歳になったの初めて4月1日から小学校入学までの3年間

無料となる対象者・無料期間の具体例

○無料となる対象者

時期	対象者
令和元年度	平成25年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童
令和2年度	平成26年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童

○令和元年10月に4歳になる場合の無料期間

R1.10

R4.3



○令和元年10月に3歳になる場合の無料期間

R2.4

R5.3



よくある質問 (FAQ)

Q	無料とするためには、市役所での手続きは必要ですか？
A	新たな手続きは必要ありません。

Q	無料で利用するための新しい受給者証は、送られてきますか？
A	新しい受給者証は、9月中旬より順次発送します。

Q	おやつ代や教材費なども無料になりますか？
A	おやつ代など今まで実費負担していた費用は、無料になりません。

Q	収入が高い、働いていないなど、無料にならない条件はありますか？
A	収入の制限などはありません。

Q	現在も利用者負担がありませんが、その場合はどうなりますか？
A	既に利用者負担がない場合は、特に変更はありません。

Q	令和元年9月以前に利用した分は、無料になりますか？
A	令和元年10月以降に利用した分のみが無料になります。

